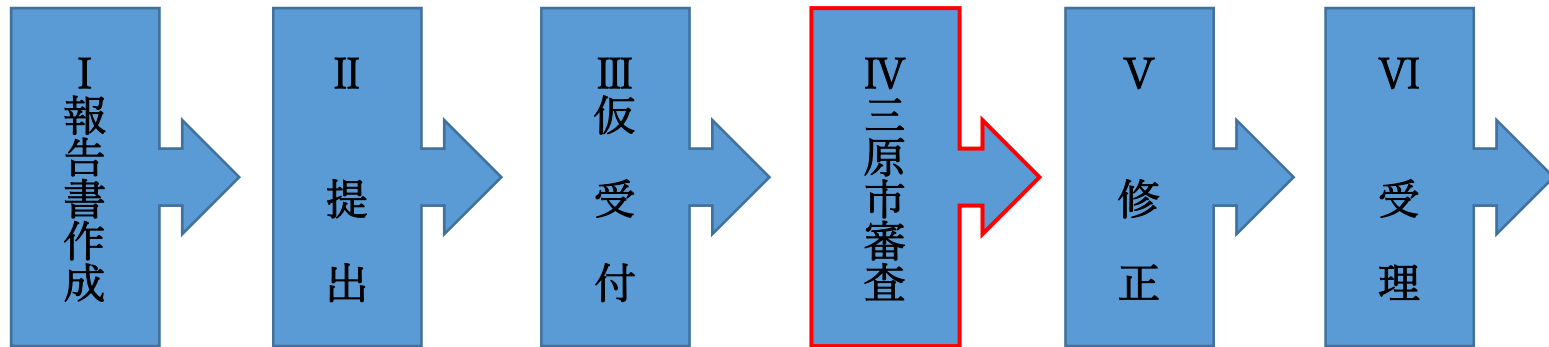


# 電子申請による定期報告の提出の手引き

三原市建築指導課

令和5年8月

## 1 電子申請による定期報告の処理の主な流れ



審査の結果修正がない場合は受理となります。

## 2 電子の窓口から提出できる定期報告の種類

特定建築物の定期報告（法第 12 条第 1 項）

特定建築設備（法第 12 条第 3 項）、特定防火設備（法第 12 条第 3 項）

※昇降機は電子申請で対応できません。

### 3 手続きの方法

#### I 報告書作成

下図は当市のホームページの抜粋です。

• 報告様式

種別	省令関係	告示関係	細則関係
特定建築物	<p>報告書(第36号の2様式)・報告概要書(第36号の3様式) [Excel].</p> <p>※電子申請の添付ファイルは、必ずこの様式を使用してください。</p> <p>様式入力に当たっての注意事項 [PDF].</p>	<p>H20告示第282号</p> <p>調査結果表(別記) [Excel].</p> <p>調査結果図(別添1様式) [Word].</p> <p>関係写真(別添2様式) [Word].</p>	
建築設備 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置 給排水設備	<p>報告書(第36号の6様式)・報告概要書(第36号の7様式) [Excel].</p> <p>※電子申請の添付ファイルは、必ずこの様式を使用してください。</p> <p>様式入力に当たっての注意事項 [PDF].</p>	<p>H20告示第285号</p> <p>検査結果表(別記第1～第4) [Excel].</p> <p>別表1～別表4 [Excel].</p> <p>関係写真(別添様式) [Word].</p>	<p>・配置図</p> <p>・各階平面図</p>
特定建築設備 防火戸 防火シャッター 耐火クロススクリーン ドレンチャー等	<p>報告書(第36号の8様式)・報告概要書(第36号の9様式) [Excel].</p> <p>※電子申請の添付ファイルは、必ずこの様式を使用してください。</p> <p>様式入力に当たっての注意事項 [PDF].</p>	<p>H28告示第723号</p> <p>検査結果表(別記第1号～別記第4号) [Excel].</p> <p>検査結果図(別添1) [Word].</p> <p>関係写真(別添2) [Word].</p>	

建築物の報告はこのファイルを使用しそのままのファイルを添付ください。

建築物の報告に添付する調査結果表。PDF データで添付してください

建築設備の報告はこのファイルを使用しそのままのファイルを添付ください。

建築設備の報告に添付する調査結果表。PDF データで添付してください

防火設備の報告はこのファイルを使用しそのままのファイルを添付ください。

防火設備の報告に添付する調査結果表。PDF データで添付してください

• 添付図書 (特定建築物の定期報告に添付する書類)

(図書の種類)	(明示すべき事項)
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、擁壁の位置、し尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋交いの位置及び種類、通し柱、開口部、防火戸及び防火区画の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

建築物の定期報告へ添付する図面に明示する事項  
PDF データで添付してください。

• 添付図書 (特定建築設備等の定期報告に添付する書類)

(図書の種類)	(明示すべき事項)
配置図	縮尺、方位、建築設備等の位置
各階平面図	縮尺、方位、建築設備等の位置

建築設備、防火設備の定期報告へ添付する図面に明示する事項  
PDF データで添付してください。

## II 提出 下図は三原市電子申請システムの画面の一部です

報告者は、I書類作成で作成した定期調査報告書を、三原市電子申請システムを利用して三原市へ提出することができます。手続き手順は次のとおりです。「三原市 定期報告」を検索して、三原市電子申請システム（特定建築物等の定期報告書類提出窓口）にアクセスする。

三原市 電子申請システム

ログイン

利用者登録

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容用紙 > 職員署名確認

手続き申込

利用者ログイン

手続き名 建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告

受付時期 2023年8月14日0時00分～

利用者登録せず申し込む方はこちら>

利用済登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

パスワードを入力してください

ログイン >

### 利用登録をしない場合の手順

- ① 「利用者登録せず申し込む方はこちら>」をクリックします。
- ② 利用規約を確認し同意を選択します。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了をクリックします」
- ④ ③で入力した連絡先アドレスに【連絡先アドレス確認メール】が自動配信されます。メールに記載されている URL をクリックします。

### 利用者ログイン

「利用者 ID」、「パスワード」を入力して利用規約を確認し同意します。

三原市 電子申請システム

プレビュー 建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告

報告する建築物の情報

建築物の名称 必須

建築物の名称を入力してください。

⑤

定期報告の案内先のアドレス

住所又は、定期報告の案内先をメールで送付する際の送付先のアドレスを入力してください。

メールアドレス ⑥

報告する建築物の情報

- ⑤建築物の名称
- ⑥今後の定期報告の案内の送付先を入力してください

ここからは定期報告の担当者に関する情報を入力してください

報告担当者の氏名 必須

報告担当者の氏名を入力してください。

氏名 ⑦

報告担当者の氏名を入力してください。

フリガナを入力してください。

フリガナ ⑧

報告担当者の所属名 必須

⑨

郵便番号 必須

報告者の郵便番号を入力してください。

郵便番号 ⑩

報告する担当者の情報

- ⑦報告担当者の氏名を入力してください
- ⑧報告担当者の氏名（フリガナ）を入力してください
- ⑨報告者の所属する会社等の名称を入力してください。
- ⑩報告者の所属する会社等の郵便番号を入力ください。

住所 **必須**

所属する会社等の住所を入力してください

住所 ⑪

報告担当者の連絡先 **必須**

報告担当者の連絡先を入力してください

電話番号 ⑫

メールアドレス **必須**

報告担当者のメールアドレスを入力してください

メールアドレス ⑬

報告書 **必須** ⑭

報告書を作成してください

添付ファイル

調査結果書、調査等の添付書類 **必須** ⑮

添付ファイル

送信

⑪所属する会社等の住所を入力してください

⑫所属する会社の電話番号（報告者と連絡が取れる番号）を入力してください。

⑬所属する会社のメールアドレス（報告者とやりとりできるアドレス）を入力してください。⑬と同じでも入力ください。

⑭報告者の所属する会社等の郵便番号を入力ください。

⑮（1）で作成した添付ファイルを添付してください。

「確認へ進む>」をクリックする。

Ⅲ 仮受付 報告書の受信ができたなら報告者に対して【**仮受付完了メール**】が送信されます。

Ⅳ 審査 提出された報告書の審査が始まります。

V 修正

修正事項は⑬で入力されたアドレスに修正事項が送付されますので対応をお願いいたします。

VI 受理

審査の結果受理した場合には【受理完了】のメールが三原市電子申請システムを通じて③のアドレスへ送信されます。そのメールによって定期報告書の手続きが終了します。